

人材確保と外国人研修・技能実習制度

——外国人研修生受け入れ先進地域・産業の経験から考える——

法政大学大学院社会学研究科博士後期課程 山口壘

1. 目的

本報告では、外国人研修生受け入れ先進地域・産業におけるこれまでの人材確保施策を概観し、外国人研修制度との連続性と、制度導入の必然性を明らかにする。そのうえで、外国人技能実習制度のあり方について検討を行う。

本報告でとりあげるのは、川口市鋳物業と岐阜県縫製業である。これらの地域・産業は、1990年の改正入管法施行より前から、集団的に外国人研修生の受け入れを始めたことで知られる（上林 2015）。外国人研修・技能実習制度の成立過程について、濱口（2010）や明石（2010）は、中央省庁レベルでの動向から検討している。本報告の学術的意義は、地域・産業レベルでの動向から検討することにある。また、今後の外国人労働者受け入れ政策の方向性を考察するにあたって、外国人研修・技能実習制度の成り立ちを理解することは、意義深いものと考えられる。

2. 方法

対象とする2つの地域・産業で実施したヒアリング調査と、関連する文献・資料の収集による。

3. 結果

川口市鋳物業では、戦後すぐに共同での職業訓練を開始し、人材確保に努めた。その後も川口市の協力を得て高等職業訓練校を運営するなど、引き続き同様の手法での人材確保を試みている。こうした取り組みの延長線上に、外国人研修生の受け入れがある。

岐阜県（縫製業）では、高度経済成長期において「岐阜県へ来れば高校を卒業できる」と喧伝し、県外中卒者の獲得に努めた。すなわち、人材確保にあたって、教育が建前として機能することを強く認識していたのである。こうした方式は、技能移転を建前としながら、しかし実際には人材確保施策となっている外国人研修・技能実習制度と大きく重なるであろう。

4. 結論

第一に、外国人研修・技能実習制度の活用は、慢性的な人材不足に悩んできた中小企業からみれば、これまでの施策の延長線上にあるという意味で、必然的なものだったといえる。

第二に、外国人研修生受け入れ先進地域・産業での人材確保施策は、外国人研修制度を導入する以前から、実は人材育成施策とセットとなっていたのである。近年の外国人技能実習制度に関する議論は、ともすれば人材育成政策の側面がないがしろにされ、短期的な人材確保の側面のみが論じられている。昨年の外国人技能実習法の成立を契機に、たとえそれが第一の優先順位ではなかったとしても、再度、国際貢献や技能移転といった制度目的を再考すべきであろう。

文献

明石純一、2010、『入国管理政策——「1990年体制」の成立と展開』ナカニシヤ出版。

濱口桂一郎、2010、「日本の外国人労働者政策——労働政策の否定に立脚した外国人政策の『失われた20年』」五十嵐泰正編『労働再審2 越境する労働と〈移民〉』大月書店、271-313。

上林千恵子、2015、『外国人労働者受け入れと日本社会——技能実習制度の展開とジレンマ』東京大学出版会。